

下水道を上手に利用するために

工場・事業場の皆さんへ

大刀洗町建設課

7 7 - 6 2 0 4

平成 20 年 4 月

1. 下水道を利用する場合のルール

工場・事業場からの汚水を下水道へ排出する場合、いろいろなルールがあります。

①下水道へ排出する水質の基準

下水道へ汚水を排出する場合、何でも流せるわけではありません。

汚水は家庭や工場などから下水管を通じて下水処理場に流れてきます。

下水処理場では、その汚水を微生物で処理してきれいにしています。

つまり、下水管を腐食したり、微生物の働きを妨げるような物質は下水道へ流せません。

この、基準を**下水排除基準**（3 ページ）といいます。

②特定施設は届出が必要です

工場や事業場にいろいろな機械などを設置する場合、その機械が特定施設である場合は届出が必要です。

特定施設とは人の健康や生活環境に悪い影響を与える物質を排出するおそれのある施設で、法令により指定されています。

当然、この特定施設は下水排除基準を守らなければなりません。

届出の種類には**特定施設設置届書**以外に、**特定施設構造等変更届出書**、**特定施設使用届出書**、**氏名変更等届出書**、**特定施設使用廃止届出書**、**承継届出書**などがあります。

- | | |
|--------------------|-------|
| ●特定施設の届出について | 7 ページ |
| ●特定施設の設置・構造変更等届出手順 | 7 ページ |
| ●特定施設一覧表 | 9 ページ |

③基準をオーバーする場合は除害施設設置を

除害施設とは、下水道を利用しようとする場合、汚水や廃液を処理して下水排除基準を守れるようにする施設のことです。

通常、特定施設の後に除害施設を設けます。

この除害施設は、特定施設の種類、対象水質項目に応じて様々な施設があります。

- | | |
|--------------|-------|
| ●除害施設の届出について | 8 ページ |
|--------------|-------|

④特定施設以外で届出が必要のがあります

1日当たりの最大排水量が50m³以上の場合や法令で定められた物質を含む排水を流す場合は「公共下水道使用開始届」を事前に届け出る必要があります。

●公共下水道使用開始届について 8 ページ

●届出を要する水質基準 8 ページ

2. 下水道を上手に利用していくために

①下水道放流水の水質測定は

特定施設を設置している工場などは水質測定の義務があります（自主測定）。

定期的な自主測定を行うことによって、水質管理状況の把握を行い、特定施設の維持管理を確実なものにする必要があります。

②水質測定結果の報告

下水道施設の維持管理のため、水質測定の結果（自主測定）を定期的に報告していただくことがあります（自主報告）。これによって、除害施設の必要性や除害施設の維持管理状況など正しく利用されているかを判断しています。

③町による立入検査の実施

町では、定期的な工場などへの立入検査を行っています。

これは、特定施設や除害施設の調査、工場などの保管してある自主水質検査結果の調査や工場排水の水質測定を行うなど水質管理状況を調査し、正しく下水道利用が行われているか検査を行っています。

【下水排除基準一覧表の見方】

- ① まず、「特定事業場」かそれ以外の「その他の事業場」かによって判断してください。次に、それぞれ事業場全体の総排水量が日平均あたり50m³以上か未満かによって異なりますので、該当する欄をご覧ください。
- ② 表に記載している数値は許容限度(下水道に排出することのできる限界値)で、pH以外の項目は記載の数値以下、pHについては記載された数値を含む範囲内で、下水を排除することとなっています。
- ③ **表中中塗り部分の基準について**
特定事業場を対象とした下水の排除の制限に関する基準値です。
この数値を超えるおそれがある場合には、水質の改善(改善命令)や公共下水道への下水排除の一時停止を命じられる場合があります。
また、基準値を超えた場合には、罰則が適用されます。
- ④ **表中白抜き部分の基準について**
下水の水質がこの基準値の適合しない場合は、除外施設の設置など排除基準を守るため必要な措置を行わなければなりません。
基準を超えた場合には、水質の改善などの措置を命じられ、その措置命令に従わなかった場合には罰則が適用されます。

- | |
|---|
| <p>★ 特定事業場からの下水の排除の制限
⇒下水道法第12条の2(施行令第9条の2から第9条の7)
※規定に違反⇒罰則規定：下水道法第46条の2</p> <p>★ 除外施設の設置等
⇒下水道法第12条(施行令第9条)
※規定に違反⇒罰則規定
⇒下水道法第12条の10(施行令第9条の8)
※規定に違反⇒罰則規定</p> <p>★ 特定事業場への改善命令等
⇒下水道法第37条の2
※命令に違反⇒罰則規定：下水道法第46条</p> <p>★ 措置命令等
⇒下水道法第38条
※命令に違反⇒罰則規定：下水道法第46条</p> |
|---|

下水排除基準一覧表

対象物質又は項目	単位	特定事業場		その他の事業場	
		日平均排水量	日平均排水量	日平均排水量	日平均排水量
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
シアン化合物	mg/L	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	230(10)	230(10)	230(10)	230(10)
ふっ素及びその化合物	mg/L	15(8)	15(8)	15(8)	15(8)
PCB	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003
ダイオキシン類	Pg-TEQ/L	10注1	10注1	10注1	10注1
トリクロロエチレン	mg/L	0.3	0.3	0.3	0.3
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
有機燐化合物	mg/L	1	1	1	1
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
フェノール類	mg/L	5	—	5	—
銅及びその化合物	mg/L	3	3	3	3
亜鉛及びその化合物	mg/L	5	5	5	5
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L	10	—	10	—
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L	10	—	10	—
クロム及びその化合物	mg/L	2	2	2	2
水素イオン濃度(pH)		5~9	5~11	5~9	5~11
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	600	—	600	—
浮遊物質(SS)	mg/L	600	—	600	—
ノルマルヘキサン 鉱油類含有量	mg/L	5	20	5	20
抽出物質含有量 動植物油脂類含有量	mg/L	60	—	60	—
温度	℃	45	—	45	—
よう素消費量	mg/L	220	220	220	220

対象物質又は項目	物質の種類と 下水道に及ぼす 影響	主な業種ごとの注意を要する項目							
		の食 品 製 造 等	等飲 食 店	刷出 版・ 装 版 印	等メ ッ キ	現写 真 等	病 院	ニク リ ゲ	スガ ソ リ ン
カドミウム及びその化合物	毒性が強く人の健康に影響を及ぼす物質として基準が定められています。下水の処理機能に影響を及ぼします。			○	○				
シアン化合物				○	○				
鉛及びその化合物				○	○				
六価クロム化合物				○	○				
砒素及びその化合物									
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物							○		
アルキル水銀化合物									
セレン及びその化合物					○				
ほう素及びその化合物					○				
ふっ素及びその化合物					○			○	
PCB									
ダイオキシン類									
トリクロロエチレン	揮発性も有機塩素化合物で、人の健康に有害な物質です。下水道の施設内で揮散し、作業環境を悪化させます。			○				○	
テトラクロロエチレン				○				○	
ジクロロメタン				○	○				
四塩化炭素									
1, 2-ジクロロエタン									
1, 1-ジクロロエチレン									
シス-1, 2-ジクロロエチレン									
1, 1, 1-トリクロロエタン				○				○	
1, 1, 2-トリクロロエタン									
ベンゼン									
有機燐化合物	殺菌剤や除草剤として使用される農薬類です。下水の処理機能に影響を及ぼします。								
1, 3-ジクロロプロペン									
チウラム									
シマジン									
チオベンカルブ	生活環境に影響を及ぼす物質です。						○		
フェノール類									
銅及びその化合物				○	○				
亜鉛及びその化合物				○	○				
鉄及びその化合物(溶解性)									
マンガン及びその化合物(溶解性)									
クロム及びその化合物	管渠や施設に影響を及ぼします。			○	○				
水素イオン濃度(pH)		○	○	○	○	○	○	○	○
生物化学的酸素要求量(BOD)		○	○				○	○	
浮遊物質(SS)		○	○		○				
ノルマルヘキサン									○
抽出物質含有量		○	○				○	○	
温度		○						○	
よう素消費量				○		○			

【注釈】

注1 ダイオキシン類の基準値について

ダイオキシン類については、規制を受ける施設や地域が限定されています。

【項目の説明】

ポリ塩化ビフェニル(PCB)

熱に対する安定性、電気絶縁性に優れているため、トランス油、コンデンサー、ニーカーボン紙などに用いられていましたが、1972年に生産が中止されています。

カメミ油症事件でも知られているように、健康に有害な物質として排出が規制されています。

ダイオキシン類

下水排除基準でいうダイオキシン類は、「ダイオキシン類対策特別措置法」で規定されたダイオキシン類を指し、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDDs)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(co-PCB)をいいます。ダイオキシン類の量はその毒性に応じて、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に加算した数値(TEQ)で表します。

ゴミの焼却過程や製糸工場等の漂白過程、農薬中の不純物として存在し、微量でも健康に影響を及ぼす物質として、排出が規制されています。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機性汚濁物質のうち微生物によって分解される有機物質の指標で、数値が大きいほどその水が汚れていることになります。試料水を20℃で5日間放置したときに消費される酸素の量を測ります。

高濃度になると下水処理を悪化させます。

浮遊物質(SS)

水中の懸濁物のこと。具体的には水中からグラスファイバーフィルターなどのろ材でろ別された物質の量で示します。下水管を詰まらせる原因となり、清掃回数が増加します。

ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ノルマルヘキサンによって抽出される石油系油分、動植物油脂、フェノール等の物質で、水処理等に悪影響を及ぼします。また、管内火災や下水管を詰まらせる原因となることから下水道への排出が規制されています。

よう素消費量

水中の硫化物、亜硝酸塩、塩化鉄(Ⅱ)、不飽和結合をもつ有機物など酸化されやすい成分の目安をつける試験で得られる値で、数値が大きいほどこれらの物質が多く含まれる可能性があり、有害な硫化水素等が発生しやすい状況といえます。

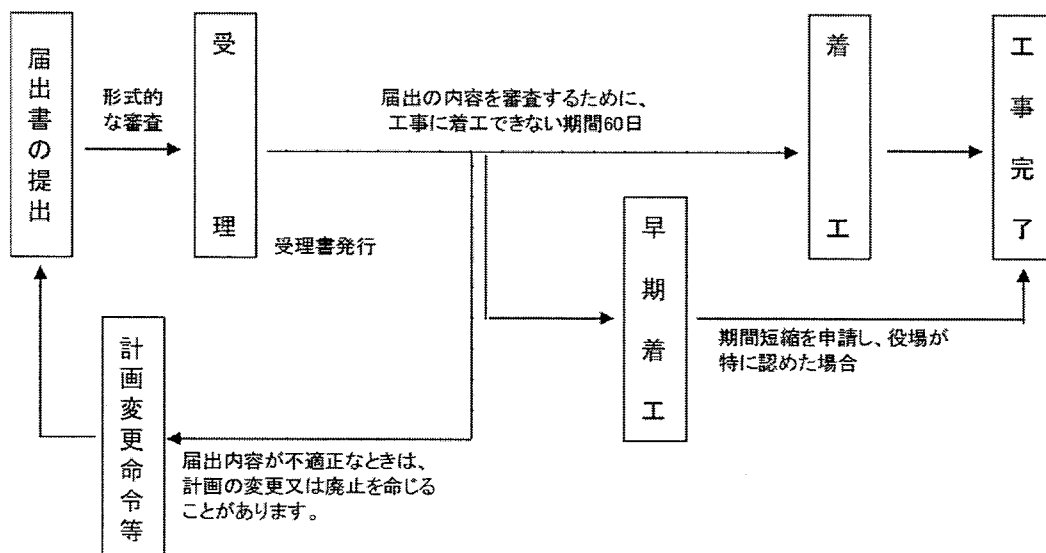
●特定施設の届出について

特定施設として指定されている施設は届出が必要です。特定施設には水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法で規定された特定施設があります。

届出の種類	届出の必要な場合	届出の時期	注意事項
特定施設 設置届出書(1)	特定施設を新たに 設置しようとする場 合	設置60日前	特定施設の設置及び構造変更 等の届出の場合、届出が受理 された日から60日間は工事が 出来ません。これは、この期 間内に排除基準に照らして届 出内容を審査し、必要な場 合は「計画変更」「廃止」を命じる ためです。
特定施設の 構造等変更届出書(2)	特定施設の構造、使用 方法、処理の方 法、下水の量・水質・ 排水系統などを変更 する場合	変更の60日前	早期着工を希望される場合は 「実施制限短縮申請書」を提出 してください。審査の結果問題 がなければ実施制限が短縮さ れます。
特定施設 使用届出書	公共下水道を使用し ている者で、既設の 施設が新たに特定 施設となった場合	特定施設となっ た日から30日以 内	
	すでに特定施設を設 置している事業場が 新たに下水道を使 用する場合	下水道の使用 開始から30日 以内	
氏名変更等 届出書	氏名、名称、住所、 代表者及び工場・事 業所の名称、所在地 が変更となった場合	変更となった日 から30日以内	
特定施設 使用廃止届出書	特定施設の使用を 廃止する場合	廃止した日から 30日以内	
承継届出書	届出者の地位を承 継した場合	承継した日から 30日以内	

※届出書は2部提出してください。受付後1部控えとしてお返しします。

●特定施設の設置・構造変更等届出手順



除害施設の届出について

全ての工場・事業場は下水道へ排水する汚水は下水道排除基準内でなければなりません。
基準超過するおそれがある場合は除害施設など設置して、排除基準内になるようにしなければなりません。
除害施設を設置する場合は「特定施設の構造等変更届出書」を提出してください。

届出の種類	届出が必要な場合	届出の時期	注意事項
特定施設の構造等変更届出書	特定施設の処理の方法(除害施設を新設・増設・改築したり、使用の方法)など変更した場合	変更の60日前	特定施設の設置と同時に除害施設の設置を行う場合は、この届出書の提出は必要ありません。

公共下水道使用開始届出について

次の表に掲げるような排水を継続して下水に流す場合には、あらかじめ、下水の量や水質及び使用開始の時期を届出なくてはなりません。

また、届出た下水の量や水質を変更するときにも同様に届出が必要です。

届出の種類	届出が必要な場合	届出の時期
公共下水道使用開始届出書	①1日の最大汚水量が50m ³ 以上である場合 または、 ②排水の水質が下表の水質に該当する場合	下水道の使用開始前に、届け出てください。
公共下水道使用変更届出書	公共下水道使用開始届出を行った者が、届出た水量や水質を変更しようとする場合	

※ 届出書の様式については、法令で定められています。役場建設課管理係(77-6204)におたずね下さい。

届出を要する水質基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.1mg/Lを超えるもの	チオペンカルブ	0.2mg/Lを超えるもの
シアン化合物	1mg/Lを超えるもの	ベンゼン	0.1mg/Lを超えるもの
有機倍化合物	1mg/Lを超えるもの	セレン及びその化合物	0.1mg/Lを超えるもの
鉛及びその化合物	0.1mg/Lを超えるもの	ほう素及びその化合物	230(10)mg/Lを超えるもの
六価クロム化合物	0.5mg/Lを超えるもの	ふっ素及びその化合物	15(8)mg/Lを超えるもの
石比薫及びその化合物	0.1mg/Lを超えるもの	フェノール類	5mg/Lを超えるもの
水銀及びアルキル水銀	0.005mg/Lを超えるもの	銅及びその化合物	3mg/Lを超えるもの
その他の水銀化合物		亜鉛及びその化合物	5mg/Lを超えるもの
アルキル水銀化合物	検出されるもの	鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/Lを超えるもの
PCB	0.003mg/Lを超えるもの	マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/Lを超えるもの
トリクロロエチレン	0.3mg/Lを超えるもの	クロム及びその化合物	2mg/Lを超えるもの
テトラクロロエチレン	0.1mg/Lを超えるもの	ダイオキシン類	10pg-TEQ/Lを超えるもの
ジクロロメタン	0.2mg/Lを超えるもの	水素イオン濃度(pH)	5.7以下又は8.7以上
四塩化炭素	0.02mg/Lを超えるもの	生物化学的酸素要求量(BOD)	300mg/L以上
1. 2-ジクロロエタン	0.04mg/Lを超えるもの	浮遊物質質量(SS)	300mg/L以上
1. 1-ジクロロエチレン	0.2mg/Lを超えるもの	ノルマルヘキサン	5mg/Lを超えるもの
シス-1. 2-ジクロロエチレン	0.4mg/Lを超えるもの	抽出物質含有量	動植物油脂類
1. 1. 1-トリクロロエタン	3mg/Lを超えるもの	窒素含有量	150mg/L以上
1. 1. 2-トリクロロエタン	0.06mg/Lを超えるもの	燐含有量	20mg/Lを超えるもの
1. 3-ジクロロプロペン	0.02mg/Lを超えるもの	温度	40℃以上
チウラム	0.06mg/Lを超えるもの	よう素消費量	220mg/L以上
シマジン	0.03mg/Lを超えるもの		

「色つきの基準値が下水道への排除基準とはちがいます」

* () は排除する水処理センターの放流域が、海域以外の公共用水域にある場合の基準

☆使用の開始等の届出⇒下水道法第11条の2(施行令第8条の2、施行規則第6条)

※規定の届出をしない、虚偽の届出⇒罰則規定:下水道法第49条

特定施設一覧表

『特定施設』には水質汚濁防止法で規定された特定施設(9ページから14ページ)とダイオキシン類対策特別措置法で規定された特定施設(18ページから19ページ)があります。

I 水質汚濁防止法に基づく特定施設(水質汚濁防止法施行令別表1による)

1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)選鉱施設 (ロ)選炭施設 (ハ)坑水中和沈殿施設 (ニ)堀さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)豚房施設(豚房総面積50㎡未満の事業場に係るものを除く。) (ロ)牛房施設(牛房総面積200㎡未満の事業場に係るものを除く。) (ハ)馬房施設(馬房総面積500㎡未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)水産動物原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)脱水施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)湯煮施設
5	みそ、醤油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)湯煮施設 (ニ)濃縮施設 (ホ)精製施設 (ヘ)ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ)ろ過施設 (ニ)分離施設 (ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ)搾汁施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設 (ヘ)蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)真空濃縮施設 (ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)原料浸せき施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ)分離施設 (ニ)渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設

18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)湯煮施設 (ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)水洗式脱臭施設 (ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)まゆ湯煮施設 (ロ)副蚕処理施設 (ハ)原料浸せき施設 (ニ)精練機及び精練そう (ホ)シルケット機 (ヘ)漂白機及び漂白そう (ト)染色施設 (チ)薬液浸透施設 (リ)のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)洗毛施設 (ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)湿式紡糸施設 (ロ)リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)湿式バーカー (ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)湿式バーカー (ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料浸せき施設 (ロ)湿式バーカー (ハ)梓木機 (ニ)蒸解施設 (ホ)蒸解廃液濃縮施設 (ヘ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト)漂白施設 (チ)抄紙施設(抄造施設を含む。) (リ)セロハン製膜施設 (ヌ)湿式繊維板成型施設 (ル)廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (ロ)ろ過施設 (ロ)分離施設 (ハ)水洗式破碎施設 (ニ)廃ガス洗浄施設 (ホ)湿式集じん施設
25	水銀電解法による苛性ソーダ又は苛性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)塩水精製施設 (ロ)電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)洗浄施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
27	25・26以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)ろ過施設 (ロ)遠心分離機 (ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ)青酸製造施設のうち、反応施設 (ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈殿施設 (チ)海水マグネシア製造施設のうち、沈殿施設 (リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ)廃ガス洗浄施設 (ル)湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)湿式アセチレンガス発生施設 (ロ)さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 (ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 (ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 (ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ)クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ)静置分離器 (ハ)タール酸ソーダ硫酸分解施設

30	発酵工業(5・10・13以外)の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)蒸留施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 (ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)ろ過施設 (ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)縮合反応施設 (ロ)水洗施設(ハ)遠心分離機 (ニ)静置分離器 (ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち溶剤蒸留施設 (ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ)廃ガス洗浄施設 (ヌ)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)ろ過施設 (ロ)脱水施設 (ハ)水洗施設 (ニ)ラテックス濃縮施設 (ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)蒸留施設 (ロ)分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)廃酸分離施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
37	石油化学工業(31・32・33・34・35・36・51以外で石油又は石油副生ガス中の炭化水素の分解、分離、その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業)の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)洗浄施設 (ロ)分離施設 (ハ)ろ過施設 (ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 (ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 (ヘ)アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト)イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 (チ)エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 (リ)2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 (ヌ)シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ル)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (ヲ)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 (ワ)プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (ヨ)メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ)廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)原料精製施設 (ロ)塩析施設
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)脱酸施設 (ロ)脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)洗浄施設 (ロ)抽出施設

42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)原料処理施設 (ロ)脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	有機化学工業製品製造業(28～45以外)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)水洗施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)動物原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)分離施設 (ニ)混合施設(水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質(注1)を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) (ホ)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設(水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質(注1)を含有する試薬)
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)脱塩施設 (ロ)原油常圧蒸留施設 (ハ)脱硫施設 (ニ)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ)潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)洗浄施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)タンニングづけ施設 (ニ)クロム浴施設 (ホ)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)研磨洗浄施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)抄造施設 (ロ)成型機 (ハ)水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設 (ハ)酸処理施設 (ニ)脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設 (ハ)圧延施設 (ニ)焼入れ施設 (ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの。 (イ)還元槽 (ロ)電解施設(熔融塩電解施設を除く。)(ハ)焼入れ施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設 (ヘ)湿式集じん施設

63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)焼入れ施設 (ロ)電解式洗浄施設 (ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設(水道法(昭和32年 法律第177号)第3条第8項に規定するもの(注2)をいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年 法律第84号)第2条第6項に規定するもの(注3)をいう。))又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するもの(注4)をいう。))の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万m ³ 未満の事業場に係るものを除く。) (イ)沈殿施設 (ロ)ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	旅館業(旅館業法(昭和23年 法律第138号)第2条第1項に規定するもの(注5)で下宿営業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの。(注6) (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗たく施設 (ハ)入浴施設
66の3	共同調理場(学校給食法(昭和29年 法律第160号)第5条の2に規定する施設(注7)をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院(医療法(昭和23年 法律205号)第1条の5第1項に規定するもの(注8)をいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの。 (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)入浴施設
69	と畜業は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年 法律第35号)第2条第3項に規定するもの(注9)をいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの。(水産物に係るものに限る。) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場
69の3	地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年 政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。)(注10)をいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの。(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年 法律第136号)第3条第14号に規定するもの(注11)をいう。)

70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年 法律第185号)第77条に規定するもの(注12)をいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800m ² 未満の事業場に係るもの及び71号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究等を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 (イ)洗浄施設 (ロ)焼入れ施設 ☆科学技術に関する研究等を行う事業場とは次に掲げるもの。(水質汚濁防止法施行規則第1条の2) 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2. 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3. 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(1・2に該当するものを除く。) 4. 農業・水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校・高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年 法律第137号)第8条第1項に規定するもの(注13)をいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの。 (イ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年 政令第300号)第7条(注14)第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(注15)が設置するもの。 (ロ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条(注14)第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処量施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(72・73を除く。)

*表中の注釈について

注1 水質汚濁防止法施行令第2条に掲げる物質

1	ガドミウム及びその化合物	7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	14	1, 1-ジクロロエチレン	21	チオペンカルブ
2	シアン化合物			15	シス-1,2-ジクロロエチレン	22	ベンゼン
3	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン、EPNに限る)	8	PCB	16	1,1,1-トリクロロエタン	23	セレン及びその化合物
4	鉛及びその化合物	9	トリクロロエチレン	17	1,1,2-トリクロロエタン	24	ほう素及びその化合物
5	六価クロム化合物	10	テトラクロロエチレン	18	1,3-ジクロロプロペン	25	ふっ素及びその化合物
6	砒素及びその化合物	11	ジクロロメタン	19	チウラム	26	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
		12	四塩化炭素	20	シマジン		
		13	1, 2-ジクロロエタン				

注2 「水道施設」の定義(水道法第3条第8項に規定するもの)

「水道施設」とは水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。)であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

注3 「工業用水道施設」の定義(工業用水道事業法第2条第6項に規定するもの)

工業用水道事業者の工業用水道(導管により工業の用に供する水(水力発電用水、飲用水は除く。)を供給する施設で、その供給する者の管理に属する総体)に属する施設

注4 「自家用工業用水道施設」の定義(工業用水道事業法第21条第1項に規定するもの)

工業用水道事業者が設置している工業用水道以外の工業用水道であつて、政令^{*1}で定めるもの
^{*1} 1日最大給水量(海水の量又は他の工業用水道若しくは工業用水法第3条第1項の許可を受けた井戸から供給される水の量を除く。)が5000m³以上のもの。

注5 「旅館業」の定義(旅館業法第2条第1項に規定するもの)

ホテル営業、旅館営業、簡易宿泊営業及び下宿営業をいう。

注6 66-2の施設のうち次に掲げる施設以外は下水の排除の制限等の規定が適用されません。(下水道法施行令第9条の2による)

66-2の(ハ)入浴施設のうち温泉法第2条第1項^{*1}に規定する温泉を利用するもの

^{*1} 温泉法第2条第1項：この法律で「温泉」とは、地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスをのぞく。)で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。(別表省略)

注7 「共同調理場」の定義(学校給食法第5条の2第1項に規定する施設)

義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設

注8 「病院」の定義(医療法第1条の5第1項に規定するもの)

医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者20人以上の収容施設を有するもの

注9 「中央卸売市場」の定義(卸売市場法第2条第3項に規定するもの)

生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的な拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第8条の規定により農林水産

注10 「地方卸売市場」の定義(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法第2条第2号に規定するものを除く))

中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令^{*1}で定める規模以上のものをいう。

^{*1} 卸売市場法施行令第2条：法第2条第4項で定める規模は、その卸売市場の取扱品目が次の各号に掲げる品目のいずれかに該当する場合において、その該当する品目のいずれかひとつにつき、それぞれ当該各号に掲げる卸売場の面積とする。

- 1 青果物（野菜及び果実をいう。）その卸売場の面積330㎡
- 2 水産物 その卸売場の面積200㎡（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚他において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあっては、330㎡）
- 3 肉類 その卸売場の面積150㎡
- 4 花き その卸売場の面積200㎡

注11 「廃油処理施設」の定義（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するもの）廃油の処理（廃油が生じた船舶内でする処理を除く。）の用に供する設備の総体をいう。

注12 「自動車分解整備事業」の定義（道路運送車両法第77条に規定するもの）自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の分解整備を行う事業をいう。

注13 「一般廃棄物処理施設」の定義（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの）ごみ処理施設で政令^{*1}で定めるもの、し尿処理施設（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令^{*2}で定めるもの。

^{*1} 同法施行令第5条第1項：1日あたりの処理能力が5^ト以上（焼却施設にあっては、1時間あたりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上）

^{*2} 同法施行令第5条第2項：一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所

注14 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条

- 1 汚泥の脱水施設であって、1日あたりの処理能力が10m³を超えるもの
- 2 省略
- 3 汚泥（PCB処理物を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 1日あたりの処理能力が5m³を超えるもの
 - ロ 1時間あたりの処理能力が200kg以上のもの
 - ハ 火格子面積が2m²以上のもの
- 4 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条 第14号の廃油処理施設を除く。）
- 5 廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条 第14号の廃油処理施設を除く。）
 - イ 1日あたりの処理能力が1m³を超えるもの
 - ロ 1時間あたりの処理能力が200kg以上のもの
 - ハ 火格子面積が2m²以上のもの
- 6 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50m³を超えるもの
- 7 省略
- 8 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 1日あたりの処理能力が100Kgを超えるもの
 - ロ 火格子面積が2m²以上のもの
- 9 省略
- 10 省略
- 11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- 12 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設
- 12の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設
- 13 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設
- 13の2 産業廃棄物の焼却施設（第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。）であって次のいずれかに該当するもの
 - イ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの
 - ロ 火格子面積が2m³以上のもの
- 14 省略

注15 産業廃棄物処理業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項^{*1}に規定する産業廃棄物の処理を業として行う

者(同法第14条第4項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)

*1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項

この法律において「産業廃棄物」とは次に掲げる廃棄物をいう。

- 1 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 2 輸入された廃棄物

注3 ダイオキシン類の基準値について

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2による)(pg-TEQ/L)

特定施設番号	特定施設の種類の種類	H14/12/1～	H15/1/15～	H15/8/15～	H17/8/15～
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10	10	10	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設				
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	10	10		
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設				
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設				
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する2塩化エチレン洗浄施設	20	10	10	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	10	10		
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	10	10		
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設				
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設				
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3・2-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設				
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	20	10		
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設				
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設				

特定施設番号	特定施設の種類				
		H14/12/1～	H15/1/15～	H15/8/15～	H17/8/15～
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉* ¹ から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生じる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	50	10	10	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号* ² に掲げる施設	10	10		
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設				
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	10	10	10	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	10	10		

- *1 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉
廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5m²以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間あたり50Kg以上のもの
- *2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
第7条第12号の2及び第13号
第12号の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設
第13号 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設
- *3 排出基準に関する留意事項
・基準は許容限度を示しており、その単位は、pg-TEQ/L
・同一事業場内に複数の特定施設があり、それらの排水系統が同じである場合で特定施設につき異なる排出基準が定められているときは、それらの排出基準のうち最大の許容限度の基準
・既設施設とは施設が特定施設となった際、設置あるいは工事中であった施設
- *4 特定施設番号2・4・11・13号の特定施設
平成14年8月15日以降に設置の工事を行った施設については使用開始日から基準が適用されます。